

社会福祉法人砺波福祉会役員等の報酬及び
費用弁償支給規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人砺波福祉会（以下「法人」という。）の理事長、業務執行理事、理事、監事（以下「役員」という。）及び評議員が職務に拘り、または従事した場合の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 当法人の理事長及び業務執行理事の報酬は、別表第1のとおりとする。

第3条 理事長及び業務執行理事の報酬は、選任された月から支給する。

第4条 理事長及び業務執行理事が任期満了等によりその職を離れたときは、その当月分までの報酬を支給する。ただし、いかなる場合においても、重複して報酬を支給しない。

第5条 当法人の理事、監事及び評議員が理事会、監査会または評議員会の招集に応じ出席したとき、または、理事長が任命した委員が、各種会議等に出席したときは出席1回につき別表2の額を費用弁償として支給する。ただし、常勤理事は除く。

(支給方法)

第6条 この規則に定めるものを除くほか、報酬、費用弁償の支給方法は社会福祉法人砺波福祉会役員及び特別養護老人ホームやなぜ苑に勤務する職員などの旅費規程の例による。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則

この規則は、平成17年5月27日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1

区 分	報 酬	備 考
理事長	月額50,000円	非常勤
<u>業務執行理事</u>	<u>月額250,000円</u> <u>賞与年2か月分支給</u> <u>通勤手当は、職員に準ずる</u>	<u>常勤</u> <u>職員との兼務無</u>

別表第2

区 分	費 用 弁 償	備 考
砺波市内	3,000円	
砺波市外	5,000円	